

健康生活権に協力する 新教育基本法（案）

世界と日本の認識伝統を踏え、日本国民は新教育基本法を以下のように定めます。新教育基本法は法律ですが、学問と教育の礼儀を表明するため、その条文はですます調とします。

第1条〔新憲法〕日本国は、日本国民の教育について、すでに日本国新憲法に定めた内容を根本とします。さらに日本国は、人間社会がまだ健康平和ではないという不満に学びつつ、以下の教育政策を行います。学問と教育を一新します。

第2条〔大学〕日本国内の大学は世界の大学伝統に恥じない学問と教育の高水準をめざします。とくに民族学・民俗学・宗教学・言語学・芸術学において高水準をめざします。

第3条〔諸民族調和〕日本国民は、人間社会の学問伝統に学ぶとともに、日本民族の情念伝統に学び、諸民族調和への道を創造します。日本国民ひとりひとりのそういう思考形成・情念形成は、ひとりひとりの情感発達・生体成長という土台を尊重し、無理せず無駄せず死ぬまで続けます。

第4条〔普遍・特殊・個性〕日本国は、日本国民としての普遍的な教育と、希望職種・生活地域別の特殊的教育と、個人の精神的な物質的な生活過程にあわせた個性的な教育とを区別し、それぞれの適正な教育形態を創造します。

日本国は外政・統治を担当する特殊優秀者の教育と行政・国民経済を担当する普遍平均者の教育とを区別し、それぞれの適正な教育形態を創造します。

第5条〔独学〕日本国は、国民の独学を奨励し、独学環境を整備します。国家は、特定学問・特定思想を警備・軍備を背景として強制してはなりません。

第6条〔コトワザ〕日本国は、民衆的な人生論ないし論理学の継承・発展として、コトワザ教育を奨励します。

第7条〔現実論〕国民は学問において、現実論を追究し、夢想論から解脱していきます。ただし、芸術内容における意図的な夢想は自由です。

第8条〔受け直す〕教育省は社会省と協同し、意欲ある大人が中等教育・高等教育を受け直す社会慣習を奨励します。

第9条〔栄養と教養〕日本国は国民への満足な栄養と教養の流通をめざします。その際、インターネットという新しいメディアの良い面をも駆使します。さらに日本国は日本の民族性を教養や栄養として世界に販売していきます。

第10条〔歴史の教訓〕日本国は、現在の世界において行われている公的あるいは私的なあらゆる歴史教育についての情報を整理し日本語にて公開します。大日本帝国もソビエト社会主義共和国連邦も非民主的でした。二十一世紀国家の模範とすることには無理があります。日本国民は、政府・官僚・軍人が強制する戦争から解脱し、国民が支持する外交・通商貿易と必要最小限の軍事を追求します。

第11条〔商人道〕日本国は、お客さま満足と売上・利益・資金繰りの追求、ないし最高品質最低費用の商品・店舗の追求という、商人道教育をも奨励します。

第12条〔教育寄付〕日本国は、国民・法人が国内の各種教育機関に対し教育資金を寄付した場合、法定の免税・減税を行います。

各種教育機関は寄付された教育資金を無駄に使用していないことを寄付者に対し証明する義務があります。

各種教育機関は意欲と素質のある貧民への奨学金制度を充実させます。

第13条〔人権〕教育において特定民族・部族を差別してはなりません。

日本国は障害者の生活過程にあわせた教育を充実させます。

第14条〔人格〕日本国は、各界の第一人者が子どもたちの将来のために語りかける講義DVDを奨励します。各界なりの人格をその表情と姿勢動作を通して伝達するためです。大人は子どもを社会生活を学びつつある人格者とし

て尊敬します。

第15条「暴力や性」日本国は、暴力や性についての情報が子どもへの情報が発達を病的にしないよう、子どもを保護します。国民・人民の記憶と注意と発想と記録が健康平和になるよう協力します。

第16条「義務教育」父母は子どもに国民生活のために必要な範囲の初等・中等教育を受けさせる義務があります。政府ないし各地方行政庁はこの義務教育を無償にて提供する公営教育機関を設けます。ただし、父母は義務教育を民営教育機関に委ねてもよいです。父母と離別した子どもに対しては他の大人がこの義務を果すよう国家が支援します。

国民生活のために必要な教育が不足したことによる事件・事故の最終責任者は日本国内閣総理大臣および教育大臣です。

第17条「質問・意見」父母は子どもの教育に関し、各種教育機関に質問し、意見をすることが出来ます。

第18条「家庭教育」日本国は良質な家庭教育についての情報を奨励します。子どもへの将来の立派な人格のために苦しみ悩みを適正にあたえる、大人の知恵と教養を奨励します。

第19条「具体化」学問と教育についてより具体的なことは他の法律に定めま

す。

第20条「要約」以上を要約して綴ります。教育は「新憲法」を根本とし「大学」を高水準化し「諸民族調和」を目的とします。教育の「普遍・特殊・個性」を区別し「独学」を奨励し「コトワザ」を奨励し「現実論」を追究します。大人が教育を受け直す「慣習を奨励し「栄養と教養」の流通を満足にし「歴史の教訓」を活します。「商人道」をも奨励し「教育寄付」を支援し「人権」に留意します。「人格」を伝達し「暴力や性」から保護し「義務教育」を行い「質問・意見」できるようにし良質な「家庭教育」を奨励します。これらを「具体化」していきます。

一新の要点

「子どもたちに対するお詫びから」もとより、日本国新憲法と新教育基本法という憲法・法律には限界があります。JOMONあかでみいはさらに、健康生活への道という道徳案を公開する予定です。ただしそれはすでに、政治ではなく、脱国家権力の健康平和運動です。平和準備産業用の現実論道徳の案です。道徳（情感安定）を推進する快速研究としての健康生活論です。

それにして、新教育基本法案を一読していただければおわかりのように、起草責任者の山田 学^{まなぶ}は、日本国の教育の現状こそをもっとも問題視しています。大人に健康平和な夢がなければ、子どもにおいて健康平和な夢が生成するはずありません。今の子どもたちはほんとうにかわいそうです。日本国新憲法案と新教育基本法案を真剣に提出いたしました。真剣に検討してください。日本社会はものごとを金で解決する時代から、ものごとを理念・理論・技能・技術で解決する時代へ一新したいものです。

〔註解〕

第4条「外政・統治を担当する特殊優秀者」 日本列島は四方を海に囲まれていても、もはや安全ではありません。他国家のインターネット通信・空軍・海軍・海兵隊などがやすやすと日本国統治領域内に侵入してくることは少くとも技術的には可能です。そこで日本国は世界古代の城壁都市ならぬ 教養の城壁 を築くことが必須です。それが「外政・統治を担当する特殊優秀者」です。国民は彼らを民主制法治すればよろしい。

第6条「コトワザ」 教育学者の庄司和晃氏にならない温故知新の教育とするため「コトワザ」とカタカナで書きます。

「一新のため参照した著作」（起草に関してこれらの著者に事前に相談してはいません。）

庄司和晃『全面教育学入門・渡世法体得という教育本質観』（明治図書一九九四年）
教育本質論

庄司和晃『柳田民俗学の子ども観』（明治図書一九七九年）
民衆教育の視点
渡辺力蔵『日本の創造性・創造性のマクロ理論』（近代文芸社二〇〇〇年）
日本人の創造性と欧米人の創造性を対照

沖 正弘『生きている教育沖ヨガ式子供教育』（竹井出版一九七九年）
ヨガ指導者の子ども教育観

渥美俊一『商業経営の精神と技術』（商業界一九八八年）
商人道教育の例

渥美俊一『外食業「王道」の経営（上・下）』（柴田書店二〇〇三年）
健康生活を生産していく一例

村上 隆『芸術起業論』（幻冬舎二〇〇六年）
芸術を世界（とくにニューヨーク芸術市場）の富裕層に販売する視点

土屋基規『シリーズ・21世紀の人権・輝け！ 教育基本法・教育基本法「改正」と日本の教育』（部落問題研究所二〇〇六年）
教育基本法をめぐる議論

二〇〇六年九月十五日・子どもたちに対するお詫びから

起草責任者/JOMONあかでみい校長・山田 学^{まなぶ} C